

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書

1 事業実施の趣旨

血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進し、以て血液製剤の安全性の確保・国内需給の推進に資する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図り、かつ、合同輸血委員会の充実強化による適正使用の推進を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。

2 事業委託内容

次に掲げる事業を行うものとする

- (1) 当該都道府県における医療機関の輸血療法委員会設置状況や効果的な血液製剤使用適正化への取組等の把握
- (2) 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組
- (3) 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動

3 事業実施期間（事業契約期間）

契約締結日から平成28年3月31日（木）まで

4 事業委託予定額（限度額）

7,117千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、採択1件あたりの予算額は約711千円である。

上記事業委託予定額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 その他（応募にあたっての留意事項）

(1) 研究の組織について

本事業の実施にあたっては、研究代表者を定めるとともに、「合同輸血療法委員会設置要綱」を定める等、委員会組織の枠組みを明確にすること。

(2) 委託費の管理及び経理について

研究代表者は、その責のもと委託費の管理及び経理を行うとともに、厚生労働省医薬食品局長と委託契約書を交わすものとする。

また、本委託費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。

なお、予算項目等については別紙のとおりとする。

(3) 平成28年4月10日までに事業実績報告書、平成28年4月30日までに研究報告書（紙媒体15部、電子媒体）及びわかりやすい成果の概要図（スライ

ド1枚程度、電子媒体)を提出する。

なお、これらの提出物は、ホームページ等にて公開することがある。